大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区)

おおもり街なか"すいすい"プラン

【特定事業計画】

平成 26 年 3 月

大 田 区



目次

1	特別	定事業計画の作成にあたって	•••••	1
	1-1	特定事業計画作成の趣旨	1	
	1-2	計画の目標	2	
	1-3	生活関連施設・経路	2	
2	大和	森駅周辺地区の特定事業計画	•••••	11
	2-1	公共交通特定事業	11	
	2-2	道路特定事業	12	
	2-3	交通安全特定事業	27	
	2-4	建築物特定事業	29	
	2-5	その他の事業	31	



1 特定事業計画の作成にあたって

1-1 特定事業計画作成の趣旨

大田区では、平成25年3月に、大森駅周辺地区を対象に「移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること)」を実現するため、バリアフリー法に基づく基本構想として「大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区)おおもり街なか"すいすい"プラン(以下「"すいすい"プラン」という。)を策定しました。

特定事業計画は、バリアフリー法に基づく基本構想で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画です。

大田区では、各特定事業間の整合性を確保し効果的かつ一体的な移動等円滑化の実現を図るため、関係する各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を作成することとします。

図1 重点整備地区における移動等円滑化推進の基本的枠組み

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 バリアフリー法(平成18年12月施行)

重点整備地区における移動等円滑化の重点的・一体的な推進

大田区移動等円滑化推進計画 (大森駅周辺地区) おおもり街なか"すいすい"プラン (平成25年3月策定)

大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区)おおもり街なか"すいすいプラン"【特定事業計画】

公共交通特定事業の実施(法28条)

・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業の実施(法31条)

・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

建築物特定事業の実施(法35条)

・建築物の所有者等が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業の実施(法36条)

・公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施



1-2 計画の目標

本計画の目標年次は、"すいすい"プランを踏まえ、平成32年度(区施設は平成30年度)とします。

ただし、緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、 平成27年度までの事業完了を目指します。

図2 目標年次

年度(平成)	2012 (24)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)
おおもり街なか "すいすい"プラン	プラン 策定	特定事業計画作成	事業実施		見直し		事業実施		

1-3 生活関連施設・経路

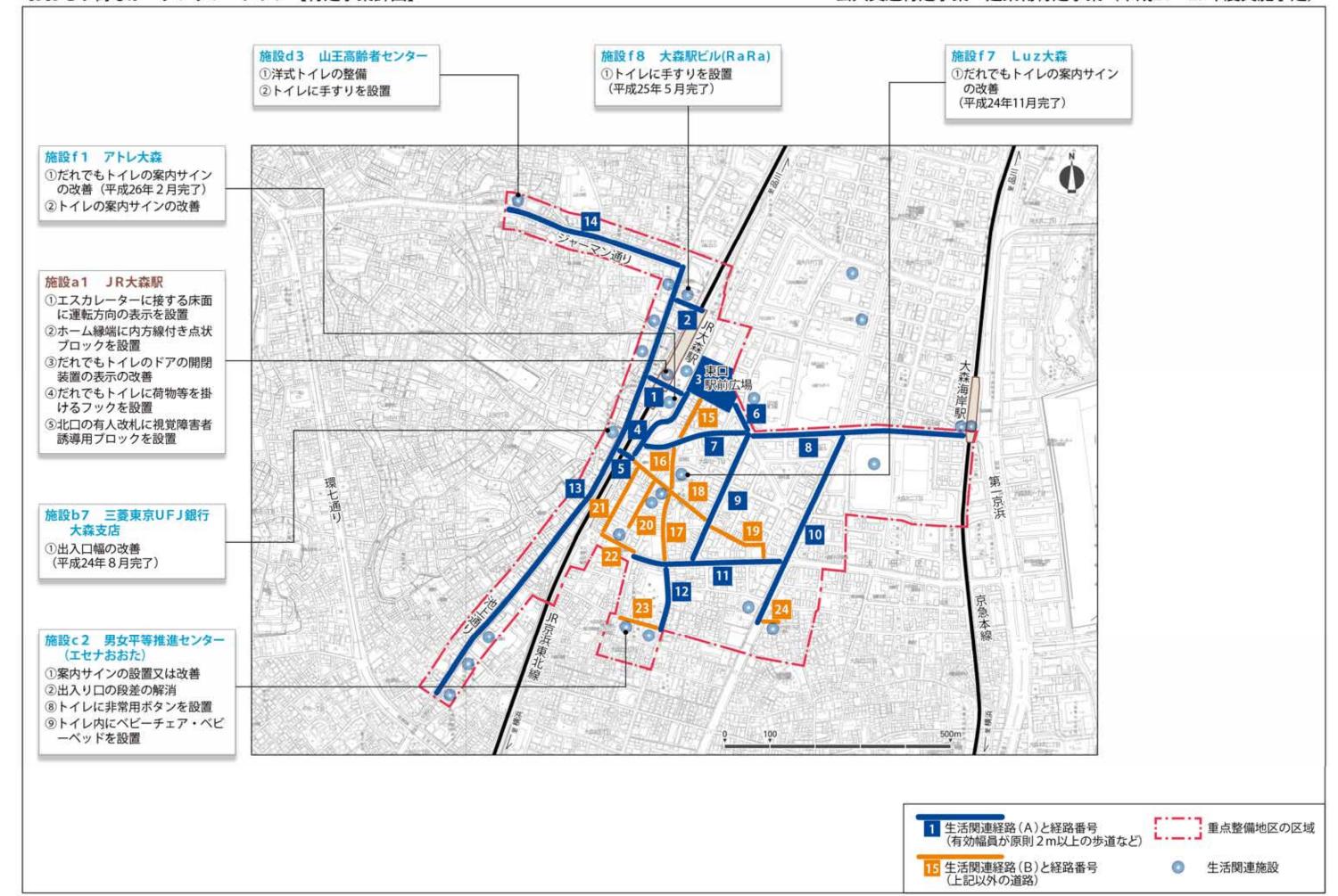
生活関連施設及び生活関連経路は、"すいすい"プランにおいて、定めています。

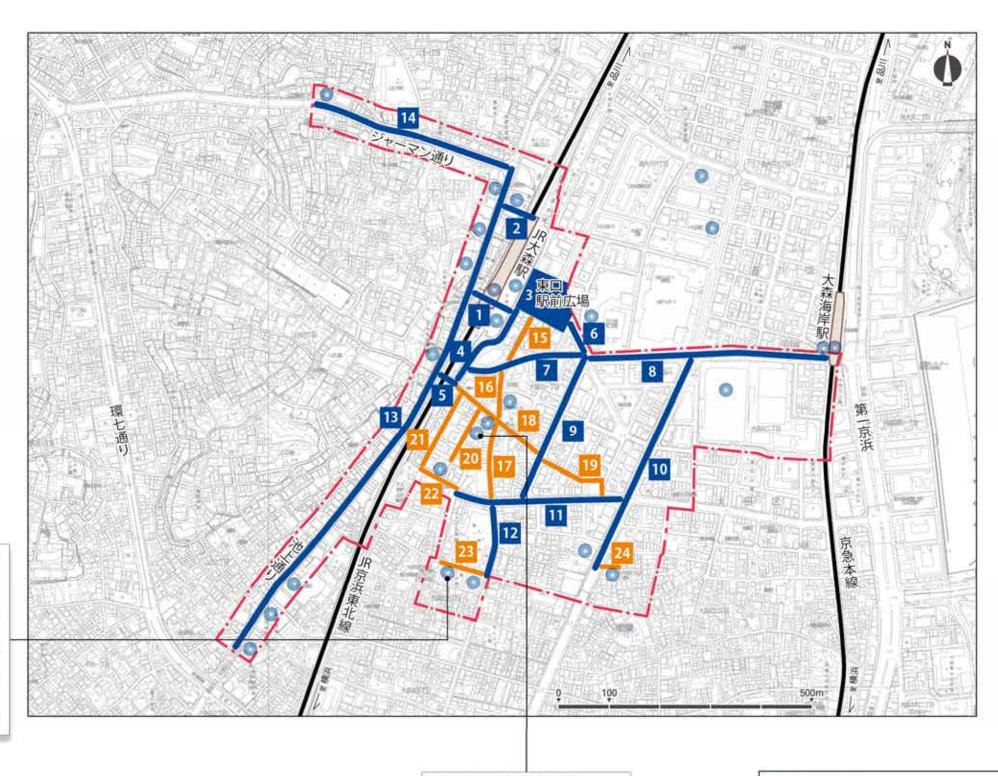
なお、生活関連経路の設定にあたっては、実施する事業の種類を明確にするため、2 つに区分します。

表1 生活関連経路の区分

区分	対 象	整備方針
生活関連 経路(A)	歩道の有効幅員が原則2m以上の 道路 駅の自由通路など歩行者用通路も 含む	バリアフリー法ほか法令による基 準への適合を重視した事業で対応 するもの
生活関連 経路(B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した 事業で対応するもの







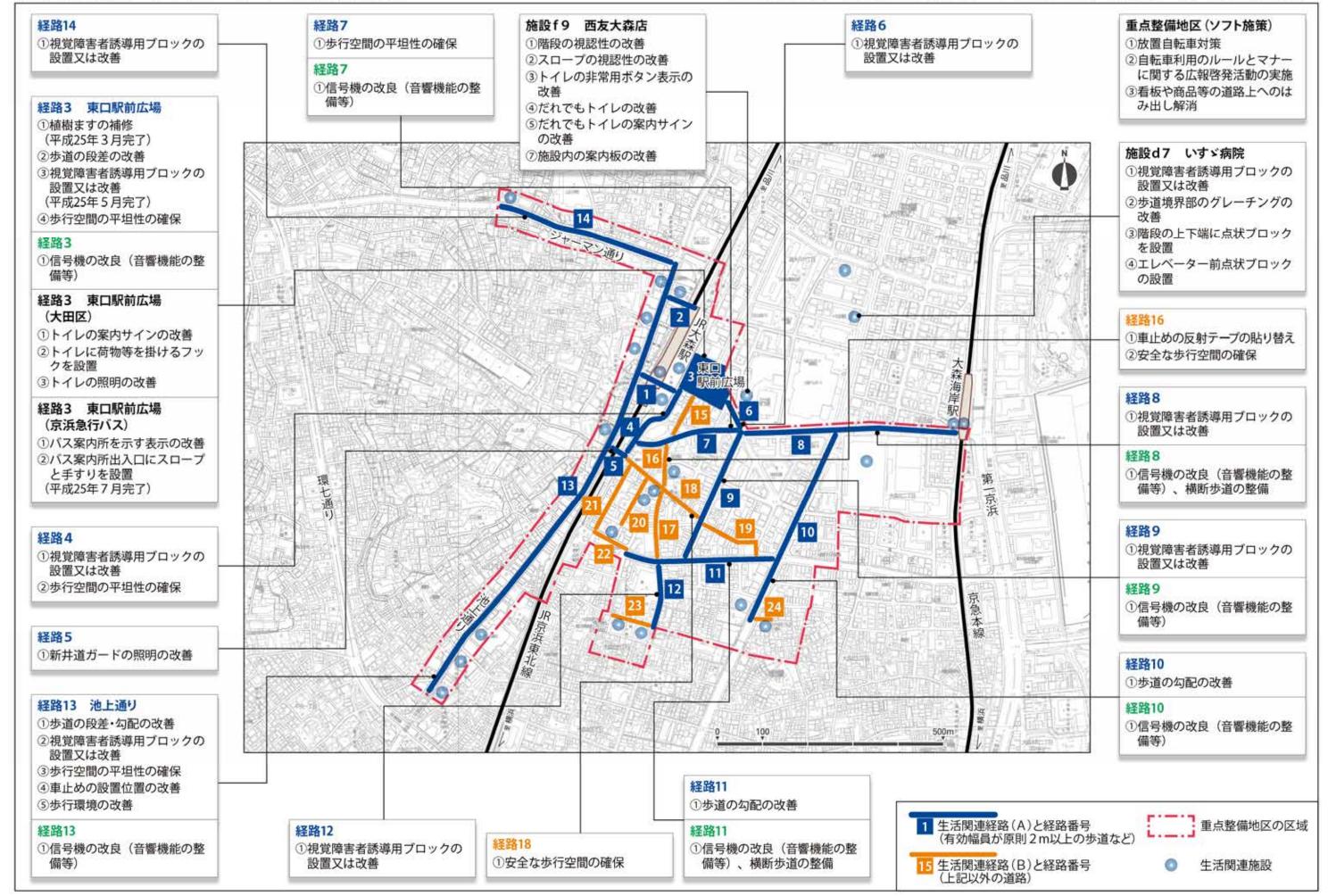
施設c2 男女平等推進センター (エセナおおた)

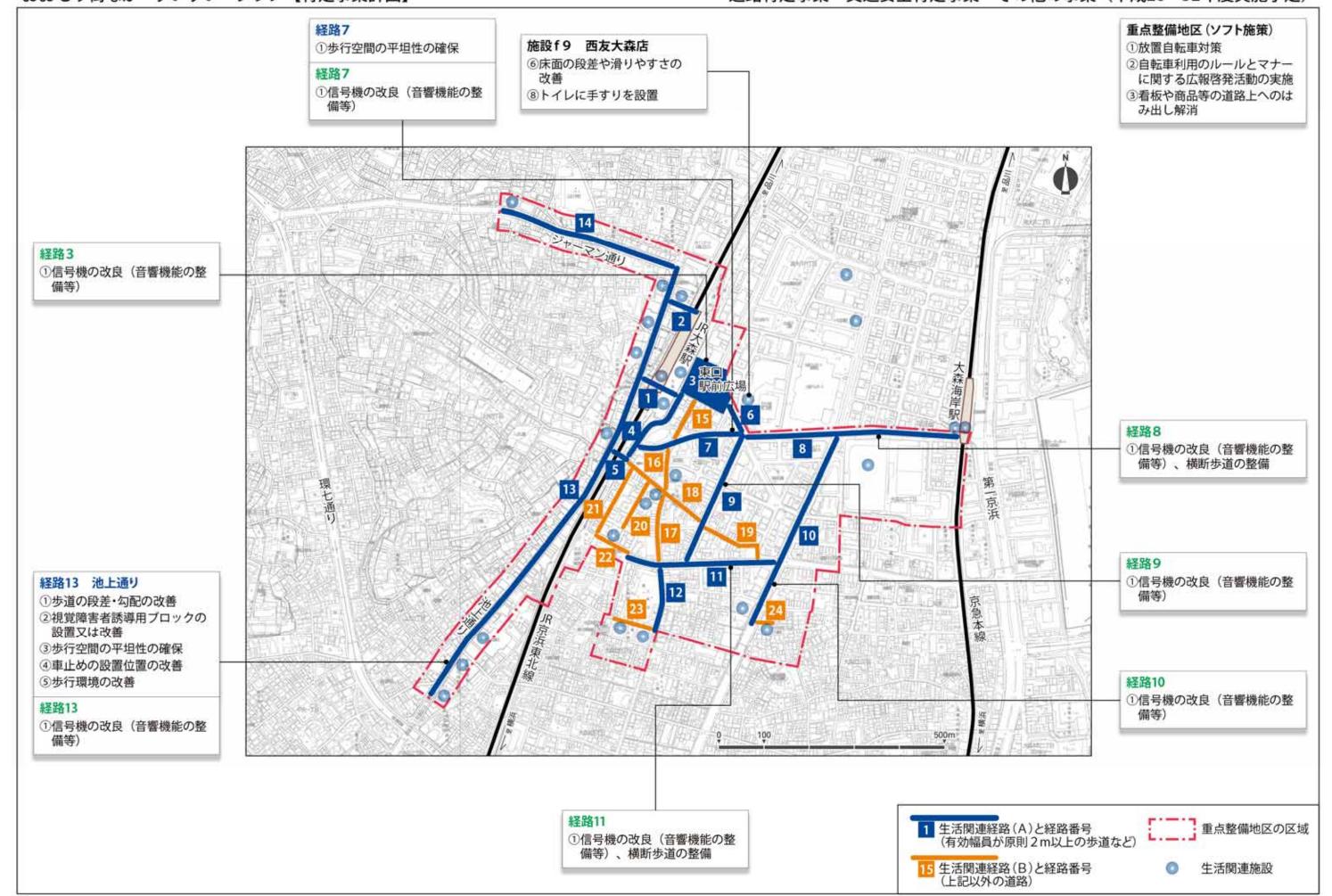
- ③通路に手すりを設置
- ④視覚障害者誘導用ブロックの設 置又は改善
- ③階段の上下端に点状ブロックを 設置
- ⑥エレベーター前点状ブロックの 設置
- ⑦オストメイト対応トイレの設置

1 生活関連経路(A)と経路番号 (有効幅員が原則2m以上の歩道など)

重点整備地区の区域

15 生活関連経路(B)と経路番号 (上記以外の道路) ● 生活関連施設





大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区)おおもり街なか"すいすい"プラン【特定事業計画】

: 事業実施予定年度

市業長八	数准补 备	市業内容	実施予定期間			/#-#-						
事業区分	整備対象	事業内容	事業主体	-24	25	26	27	28	29 30 31	32	33-	備考
公共交通 特定事業	施設 a1 JR 大森駅	エスカレーターに接する床面に運転方 向の表示を設置										
		ホーム縁端に内方線付き点状ブロック を設置										
		だれでもトイレのドアの開閉装置の表 示の改善	 東日本旅客鉄道株式会社 									
		だれでもトイレに荷物等を掛けるフッ クを設置										
		北口の有人改札に視覚障害者誘導用ブ ロックを設置										
道路	生活関連経路(A)	歩道の段差・勾配の改善										
特定事業	経路 13 池上通り	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・計画的な路面補修工事に合わせて、良好な歩行空間の整備を進めていく。
		歩行空間の平坦性の確保	東京都									
		車止めの設置位置の改善										
		歩行環境の改善										
	生活関連経路(A)	植樹ますの補修										・ツリーサークルの撤去及び植樹ブロックの設置。
	経路 3 東口駅前広場	歩道の段差の改善										
		視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
		歩行空間の平坦性の確保										・舗装のひび割れの補修を実施。
	生活関連経路(A) 経路 4	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
		歩行空間の平坦性の確保										・インターロッキングブロックの段差解消を実施。
	生活関連経路(A) 経路 5	新井道ガードの照明の改善	大田区									・歩行に支障が生じない程度の照度を保つように検討する。
	生活関連経路(A) 経路 6	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
	生活関連経路(A) 経路 7	歩行空間の平坦性の確保										・マンホールの蓋の取り換えを実施(下水道局と協議のうえで実施)。
	生活関連経路(A) 経路8	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
	生活関連経路(A) 経路 9	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善										・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。

事業区分	整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間							備考			
尹未四刀	歪	争未内谷	丁 未工仲	-24	25	26	27	28	29	30	31	32	33-)
道路 特定事業	生活関連経路(A) 経路 10	歩道の勾配の改善												
	生活関連経路(A) 経路 11	歩道の勾配の改善												
	生活関連経路(A) 経路 12	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善												・ 視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
	生活関連経路(A) 経路 14	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善	大田区											・ 視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
	生活関連経路(B)	車止めの反射テープの貼り替え												・劣化した反射テープの貼り替えを実施。
	経路 16	安全な歩行空間の確保												・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
	生活関連経路(B) 経路 18	安全な歩行空間の確保												インターロッキングブロック及び平板ブロックの段差解消を実施。視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化補修を実施。
交通安全 特定事業	生活関連経路(A) 経路 3	信号機の改良(音響機能の整備等)												
	生活関連経路(A) 経路 7	信号機の改良(音響機能の整備等)												
	生活関連経路(A) 経路8	信号機の改良(音響機能の整備等)、横 断歩道の整備												
	生活関連経路(A) 経路 9	信号機の改良(音響機能の整備等)	東京都公安委員会											
	生活関連経路(A) 経路 10	信号機の改良(音響機能の整備等)												
	生活関連経路(A) 経路 11	信号機の改良(音響機能の整備等)、横 断歩道の整備												
	生活関連経路(A) 経路 13	信号機の改良(音響機能の整備等)												

事業区分	数供与各	事業内容	事業主体				美	施予	·定期	間				備考
	整備対象	争耒内谷	事 耒土体	-24	25	26	27	28	29	30	31	32	33-	順
建築物	施設 c2	案内サインの設置又は改善												
特定事業	男女平等推進 センター	出入口の段差の解消												
	(エセナおおた)	通路に手すりを設置												
		視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善												
		階段の上下端に点状ブロックを設置	大田区											
		エレベーター前点状ブロックの設置												
		オストメイト対応トイレの設置												
		トイレに非常用ボタンを設置												
		トイレ内にベビーチェア・ベビーベッ ドを設置												
	施設 d3	洋式トイレの整備	+==											
	山王高齢者 センター	トイレに手すりを設置	大田区											
	施設 b7 三菱東京 UFJ 銀行大森支店	出入口幅の改善	株式会社三菱東京 UFJ 銀行											・自動ドア化工事に併せて実施。
	施設 d5 牧田総合病院	通路に手すりを設置	社会医療法人 財団仁医会											・本館1階待合所に手すりを設置。本館建て替えを検討中。
	施設 f1	だれでもトイレの案内サインの改善	#+* <u>^</u>											だれでも利用できる旨を表示。
	アトレ大森	トイレの案内サインの改善	株式会社アトレ											・男女別サインを JIS Z8210 に示されている図記号を用いて表示。
	施設 f7 Luz 大森	だれでもトイレの案内サインの改善	丸紅コミュニティ 株式会社											・1階、4階、5階のだれでもトイレの案内サインを改善。
	施設 f8 大森駅ビル (RaRa)	トイレに手すりを設置	大森駅ビル株式会社											・1階女子トイレと3階男子トイレに手すりを設置。

事業区分	故 / 生 计 名	車業内容	車				5	実施予	定期	間					
	整備対象	事業内容	事業主体	-24	25	26	27	28	29	30	31	32	33-	順 名	
その他の	経路3	トイレの案内サインの改善													
事業	東口駅前広場	トイレに荷物等を掛けるフックを設置	大田区											・利用しやすい公衆トイレにするため、施設の改善を検討する。	
		トイレの照明の改善													
		バス案内所を示す表示の改善													
		バス案内所出入口にスロープと手すり を設置	京浜急行バス株式会社												
	施設 d7 いすゞ病院	視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善													
		歩道境界部のグレーチングの改善	 いすゞ自動車株式会社												
		階段の上下端に点状ブロックを設置													
		エレベーター前点状ブロックの設置													
	施設 f9	階段の視認性の改善													
	西友大森店	スロープの視認性の改善													
		トイレの非常用ボタン表示の改善													
		だれでもトイレの改善													
		だれでもトイレの案内サインの改善	合同会社西友												
		床面の段差や滑りやすさの改善													
		施設内の案内板の改善													
		トイレに手すりを設置													
	重点整備地区	放置自転車対策												・自転車等放置禁止区域における取締りを引き続き強化する。	
	(ソフト施策)	自転車利用のルールとマナーに関す る広報啓発活動の実施	大田区											・春と秋の放置自転車クリーンキャンペーンにおける啓発活動を引き続き 実施する。	
		看板や商品等の道路上へのはみ出し 解消	大田区、東京都											道路上のはみはみ出し商品、置き看板については引き続き撤去・指導を 実施する。	

2 大森駅周辺地区の特定事業計画

2-1 公共交通特定事業

整備対象 (所在地)	施設 a1 JR 大森駅 (大森北 1-6-16)	事業主体	東日本	上旅客鉄道株式会社				
		事業	ılı	実施予	定期間			
	尹未内 谷	尹木.	型	着手	完 了			
①エスカレー 向の表示を記	ターに接する床面に運転方 設置	1 箇	听	平成 27 年度 平成 27 年				
②ホーム縁端 を設置	に内方線付き点状ブロック	1ホー	·Δ	平成 26 年度	平成 26 年度			
③だれでもト 示の改善	イレのドアの開閉装置の表	1 箇	沂	平成 24 年度	平成 24 年度			
④だれでもト クを設置	イレに荷物等を掛けるフッ	1 箇	沂	平成 24 年度	平成 24 年度			
⑤北口の有人改札に視覚障害者誘導用ブロックを設置		1 箇	听	平成 24 年度	平成 24 年度			
事業実施に際	し配慮すべき重要事項							



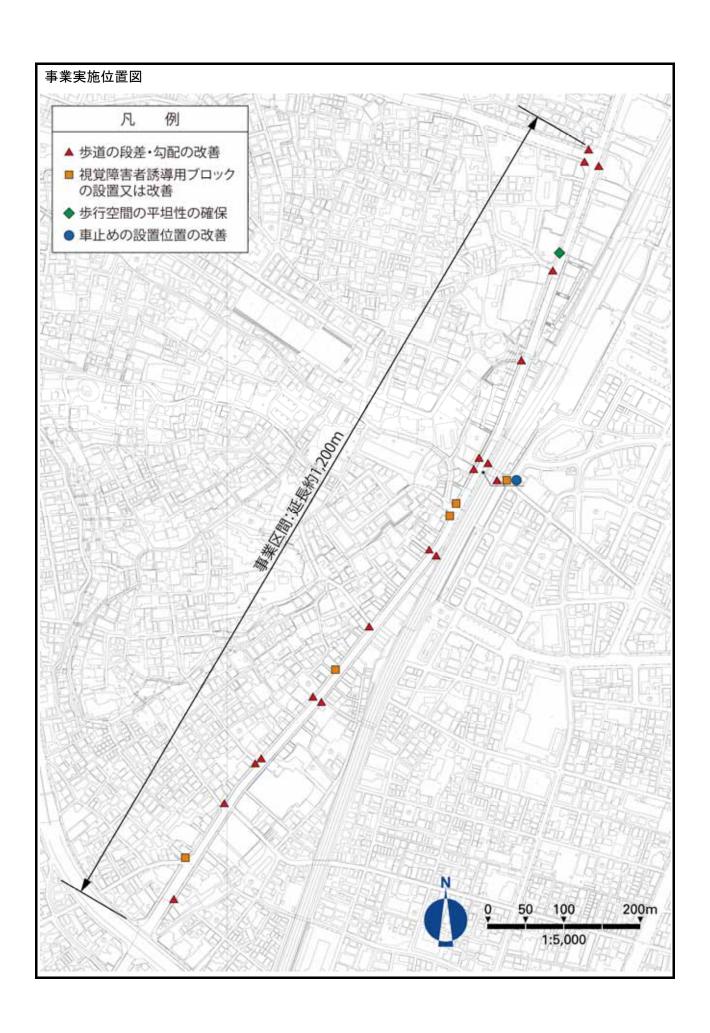
2-2 道路特定事業

整備対象	生活関	連経路(A)経路 13	事業主体	東京都				
路線	名	池上通り						
事業区間・	延長	始点:山王口交差点~約	&点:春日橋	交差点	延長:約 1,200m			
	市	業内容	事業			実施予	定期間	
	尹	未內谷	尹未	里.	着	手	完 了	
①歩道の段	差•勾酥	己の改善						
②視覚障害 改善	者誘導用	用ブロックの設置又は	約 1,20)Om	平成 2:	5 年度	平成 28 年度	
③歩行空間(の平坦性	の確保						
④車止めの	设置位置	の改善						
⑤歩行環境(の改善		_		平成 20	6 年度	継続	

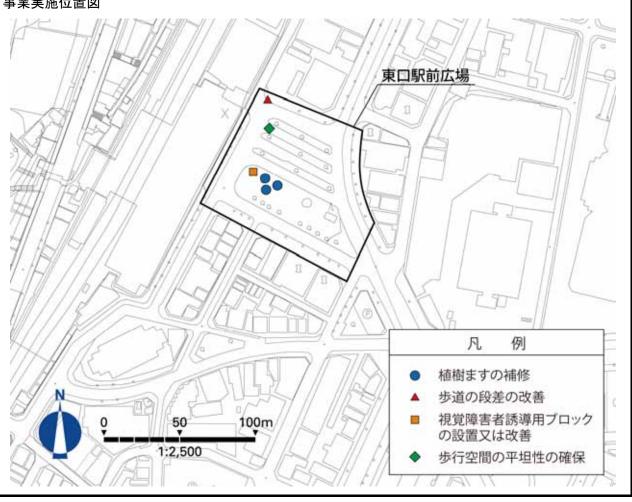
事業実施に際し配慮すべき重要事項

・計画的な路面補修工事に合わせて、①~④の事業を行うことによって、良好な歩行空間の整備を進めていく。





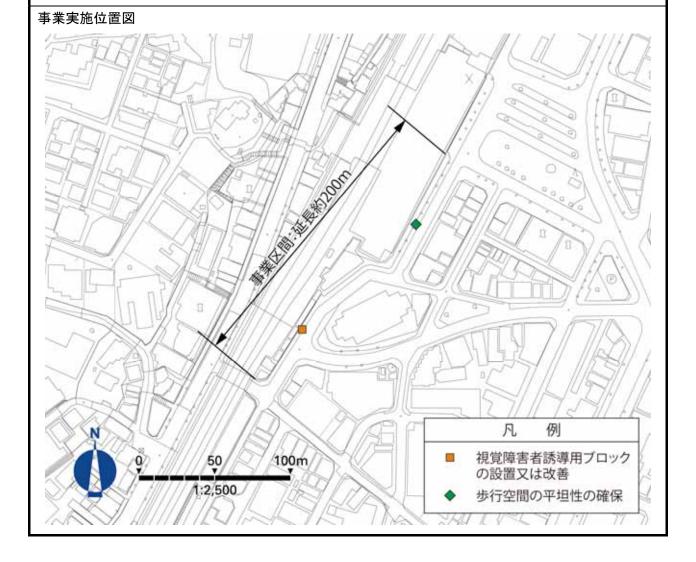
整備対象	生活関	連経路(A)経路3	事業主体	大田区			
路線	名	東口駅前広場					
事業区間・	面積					面積	: 約 8,700 ㎡
	市	業内容	事業	=		実施予	定期間
	尹	未內谷	尹未	里.	着	手	完 了
①植樹ます(・ツリーサークの設置)撤去及び植樹ブロッ	3 箇河	听	平成 24	4 年度	平成 24 年度 (平成 25 年 3 月)
②歩道の段	差の改善		1 箇	近	平成 20	6 年度	平成 27 年度
③視覚障害 改善 ・損傷劣化		用ブロックの設置又は 悪施	1 箇月	听	平成 25	5年度	平成 25 年度 (平成 25 年 5 月)
④歩行空間の・舗装のひる		での確保 対象	_		平成 20	6 年度	平成 27 年度
事業実施に	際し配慮	はすべき重要事項		'			•





整備対象	生活関	連経路(A)経路 4	事業主体 大田区							
路線	名	北O番街	D番街							
事業区間・	延長	長 延長:約200m								
	市	業内容	事業	<u>=</u>		実施予	定期間			
	尹	未內谷	尹未.	里.	着	手	完 了			
①視覚障害 改善	者誘導用	用ブロックの設置又は	1 箇所		平成 26 年度		平成 27 年度			
• 損傷劣化	補修を実	 E施								
②歩行空間(の平坦性									
インター 消を実施	ロッキン	ノグブロックの段差解	_		平成 20	6年度	平成 26 年度			
車業宝体に	火 司信	オペキ重要車項			•	•				

事業実施に際し配慮すべき重要事項





	<u> </u>		
整備対象 生活関連経路(A)経路5		,	
路 線 名 新井道ガード(ガード	通り)		
事業区間・延長			長:約 20m
事業内容	事業量		予定期間 - ローフー
	_	着 手 平成 26 年度	完了 平成 27 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項		十級 20 千及	十级乙十一
・歩行に支障が生じない程度の照度を保つ	ように検討する。		
事業実施位置図	0.2.2.20		



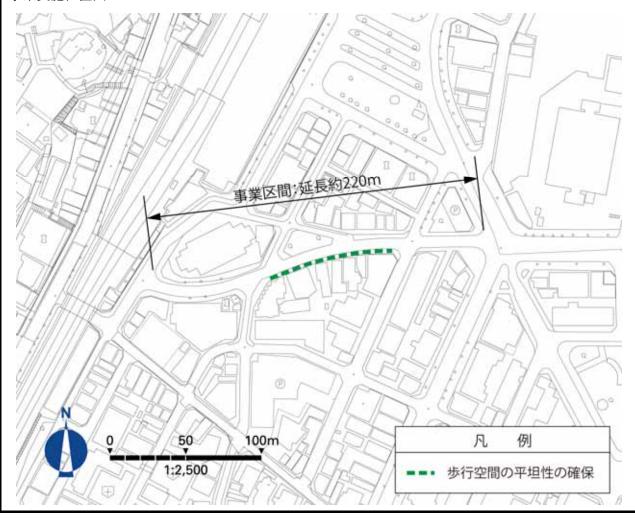
整備対象	象 生	活関	連経路(A)経路 6	事業主体	大田区					
路	線	名	西友前交差点							
事業区	間・延っ	長		延長:約 80m						
		事:	業内容	事業量			定期間			
		事 :	未內合	尹未	里.	着	手	完 了		
①視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善				1 箇月	听	平成 20	6 年度	平成 27 年度		
・損傷劣化補修を実施							, — . ,			
事業実施に際し配慮すべき重要事項										





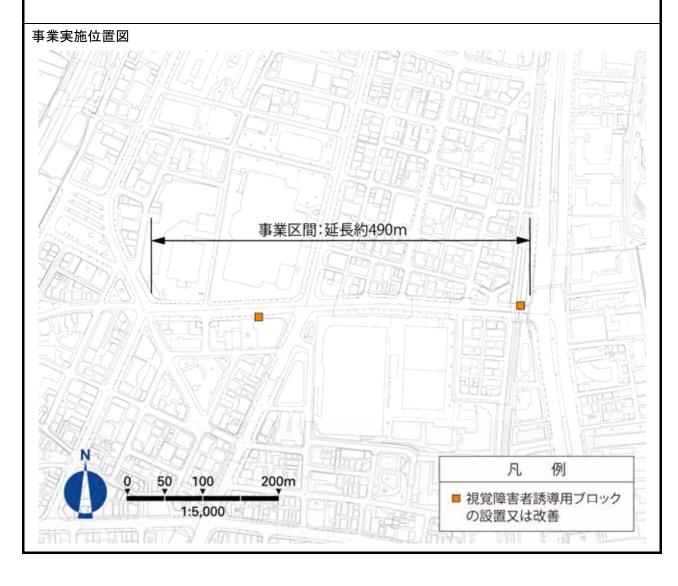
整備	対象	生活関	連経路(A)経路7	事業主体	大田区						
路	線	名	ガード通り								
事業	区間・	延長		延長:約 220m							
事業内容				事業量		実施予定期間					
		尹	未內谷	尹禾.	里	着	手	完 了			
①歩行	了空間(の平坦性	性の確保			ᅏᄼᄼ	6 年度	双成 20 年度			
• マン	ノホー	ルの蓋の)取り替えを実施			平成 26 年度					
事業実施に際し配慮すべき重要事項											

・下水道局と協議のうえで実施。



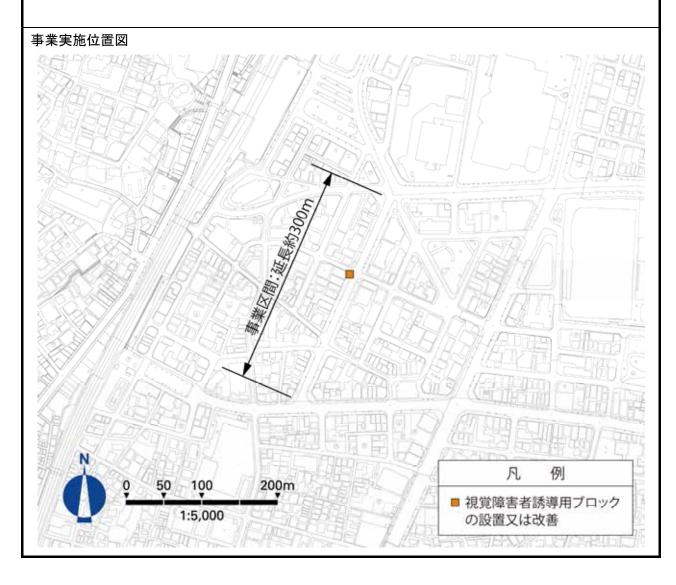


整備之	対象	生活関	連経路(A)経路8	事業主体 大田区					
路	線	名	大森海岸通り						
事業	区間・	延長					延長	長:約 490m	
		市	業内容	中来	= _		実施予	定期間	
		尹	未內谷	事業量		着手		完 了	
①視算 改善		者誘導用	用ブロックの設置又は	2 箇月	所 平成 26 年度		6 年度	平成 27 年度	
• 損傷	男化	補修を実	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
事業実	施に	際し配慮	。 すべき重要事項						





整備対象	生活関	連経路(A)経路 9	事業主体	大田区				
路線	名	神社通り						
事業区間・	延長					延長	長:約 300m	
	市	業内容	事業量		実施予定期間			
	尹	未內谷			着手		完 了	
①視覚障害 改善	者誘導用	用ブロックの設置又は	1 箇所		平成 26 年度		平成 27 年度	
• 損傷劣化	補修を実	 E施						
事業実施に	賞すべき重要事項							





整備対象	生活関]連経路(A)経路 10	事業主体	大田区				
路線	名	入新井中央通り	•	•				
事業区間	・延長					延長	:約 450)m
	車	 業内容	事業		l	実施予定	定期間	
			尹禾	里		手		了
①歩道の勾	配の改善	5	_		平成 26	6年度	平成 27	7年
事業実施に	.除し配慮	電すべき重要事項						
事業実施位	· 罟 図							
TEH HAY		SAID>250/191 11	1 # /	_ / //	(70)	ya ch		5111
13HI///	BA//4			_[]°[]]		AP OF		511
7.W.////					July			
				7)/8				a H
				117 6				
/// Y /\\								9/1
	ØĿ					D		
		2450						
		III FE POSON						
		B. J. E. S.						
		KEBI: ILE FISASON						
		WERE THE PASON						
		KE BE THE WASON						
		50 100 200m						



整備対象 生活関連経路(A)経路 11	事業主体 大田区		
路 線 名 グリーンベルト通り			
事業区間・延長		延長	長:約 330m
事業内容	事業量		定期間
		着手	完了
①歩道の勾配の改善	_	平成 26 年度	平成 27 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項 			
事業区	間:延長約330m		
0 50 100m 1:2,500		・	例の改善



整備対	対象	生活関	連経路(A)経路 12	事業主体	大田区					
路	線 名 学校通り									
事業	区間・	延長					延長	長:約 130m		
	事業内容				事業量		実施予定期間			
		尹	未內谷	尹未.	里.	着	手	完 了		
①視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善				1 箇	听	平成 20	6 年度	平成 27 年度		
・損傷劣化補修を実施										
事業実	施に	際し配慮	すべき重要事項							





整備対象	生活関	連経路(A)経路 14	事業主体	大田区					
路線	名	ジャーマン通り							
事業区間・	延長					延長	長:約 400m		
	市	業内容	事業量		実施予定期間				
	尹	未內谷			着 手		完 了		
①視覚障害 改善	1 箇所 平成		平成 20	6 年度	平成 27 年度				
• 損傷劣化	補修を実	 E施							
事業実施に	際し配慮	はすべき重要事項				•			

事業実施位置図 凡 100 200m ■ 視覚障害者誘導用ブロック 1:5,000 の設置又は改善 Nassira A



整備対象 生活関]連経路(B)経路16	事業主体 大田区						
路線名	北1番街(Luz 大森前))						
事業区間・延長		延長:約 100m						
車	業内容	事業	=		実施予	定期間		
尹	未内谷	尹禾.	里 .	着手		完 了		
①車止めの反射テー			平成 26 年度		平成 27 年度			
・劣化した反射テー	-プの貼り替えを実施	_		平成 20 平反		平成 Z I 平反		
②安全な歩行空間の								
• 視覚障害者誘導用	用ブロックの損傷劣化	1 箇	听	平成 20	3年度	平成 27 年度		
補修を実施								
事業実施に際し配慮	電すべき重要事項							





整備対象 生活関連経路(B)経路18	事業主体	大田区				
路 線 名 ミルパ						
事業区間・延長	延長:約 210i					Om
	事業量	=	実施予定期間			
	テルヨ	=	着	手	完	了
①安全な歩行空間の確保						
インターロッキングブロック及び平板 ブロックの段差解消を実施	1 箇列	fi	平成 2	6 年度	平成 2	7 年度
- フロックの段差解消を実施 ・視覚障害者誘導用ブロックの損傷劣化		'	T190 Z	O + / <u>></u>	T 130 Z	1 +12
補修を実施						
事業実施に際し配慮すべき重要事項						
事業実施位置図						
			S.Iom			



凡

例

安全な歩行空間の確保

50

1:2,500

100m

2-3 交通安全特定事業

整備対象	整備対象 生活関連経路(A)経路3 事業主体 東京都公安委員会							
路線	各線名							
事業区間・	延長	延長						
事業内容			中来	事業量		実施予定期間		
	尹	未內台	尹未里		着	手	完 了	
①信号機の	改良(音	「響機能の整備等)	_		平成 20	6 年度	平成 32 年度	
事業実施に際し配慮すべき重要事項								

整備対象	整備対象 生活関連経路(A)経路7 事業主体 東京都公安委員会							
路線	名	名						
事業区間・	延長							
事業内容			中华	事業量		実施予定期間		
	尹	未內谷	尹未里		着	手	完 了	
①信号機の	改良(音	「響機能の整備等)	_		平成 20	6 年度	平成 32 年度	
事業実施に	事業実施に際し配慮すべき重要事項							

整備対象	生活関	連経路(A)経路8	事業主体	東京都	公安委員会		
路線名							
事業区間・延長							
事業内容			事業量		実施予定期間		
	*	未约督	尹 木里		着	手	完 了
①信号機の 断歩道の	音響機能の整備等)、横	_		平成 26	6年度	平成 32 年度	
事業実施に	事業実施に際し配慮すべき重要事項						

整備対象	整備対象 生活関連経路(A)経路 9 事業主体 東京都公安委員会							
路線	泉 名							
事業区間・	美区間・延長							
	事業内容			事業量		実施予定期間		
	尹	未內谷	尹未里		着	手	完 了	
①信号機の	改良(音	音響機能の整備等)	_		平成 26 年度		平成 32 年度	
事業実施に際し配慮すべき重要事項								



整備対象	生活関	連経路(A)経路 10	格 10 事業主体 東京都公安委員会				
路線名							
事業区間	延長						
事業内容			事業量		実施予定期間		
	尹	未內谷	尹未里		着	手	完 了
①信号機の	改良(音	音響機能の整備等)	_		平成 20	6 年度	平成 32 年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項							

整備対象	生活関	連経路(A)経路 11	事業主体	東京都	公安委員会	ŝ	
路線	名						
事業区間・	事業区間・延長						
事業内容			古米旦		実施予定期間		
	丁 :	未內谷	事業量		着	手	完 了
①信号機のご 断歩道の整	音響機能の整備等)、横	- 平成 26 年度 平			平成 32 年度		
事業実施に際し配慮すべき重要事項							

整備対象	整備対象 生活関連経路(A)経路13 事業主体 東京都公安委員会							
路線	路線名							
事業区間・延長								
事業内容			中来	事業量		実施予定期間		
	尹	未內谷	尹未里		着	手	完 了	
①信号機の記	改良(音	「響機能の整備等)	- 平成 26 年度		6 年度	平成 32 年度		
事業実施に	事業実施に際し配慮すべき重要事項							

※交通安全特定事業の詳細は、警視庁ホームページ内の「交通安全特定事業(バリアフリー)」をご覧ください。

(URL http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/barrier/barrier01.htm)



2-4 建築物特定事業

整備対象	施設 c2 男女平等推進センター(エセ ナおおた) (大森北 4-16-4)	事業主体	大田区		
	事業量 -			定期間	
事業内容			着手	完 了	
①案内サイン	①案内サインの設置又は改善			平成 27 年度	平成 27 年度
②出入口の段	②出入口の段差の解消			平成 27 年度	平成 27 年度
③通路に手す	_		平成 29 年度	平成 30 年度	
④視覚障害者 改善	④視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善			平成 29 年度	平成 30 年度
⑤階段の上下	端に点状ブロックを設置	_		平成 29 年度	平成 30 年度
⑥エレベータ	一前点状ブロックの設置	2箇所		平成 29 年度	平成 30 年度
⑦オストメイ	ト対応トイレの設置	_		平成 29 年度	平成 30 年度
8トイレに非	⑧トイレに非常用ボタンを設置			平成 27 年度	平成 27 年度
⑨トイレ内に を設置	1箇	所	平成 26 年度	平成 26 年度	
事業実施に際	し配慮すべき重要事項				

整備対象	施設 d3 山王高齢者センター (山王 1-31-8)	事業主体	大田区			
事業内容		事業:		実施予定期間		
	争耒內谷		里	着手	完 了	
①洋式トイレ	の整備	1 箇所		平成 25 年度	平成 27 年度	
②トイレに手	すりを設置	1 箇所		平成 25 年度	平成 27 年度	
事業実施に際	し配慮すべき重要事項					

整備対象	施設 b7 三菱東京 UFJ 銀行大森支店	事業主体	主体 株式会社三菱東京 UFJ 銀行				
	(山王 2-3-10)				定期間		
	事業内容		里里	着手	完 了		
①出入口幅の	①出入口幅の改善			平成 24 年度	平成 24 年度 (平成 24 年 8 月)		
	し配慮すべき重要事項 工事に併せて実施。						



整備対象 (所在地)	施設 d5 牧田総合病院 (大森北 1-34-6)	事業主体	社会医療法人財団仁医会			
	事業量		実施予定期間			
事業内容			着手	完 了		
①通路に手す	①通路に手すりを設置		2	平成 30 年度	平成 30 年度	
・本館1階待合所に手すりを設置		- 25m		半成30千度	平成 30 平反	
事業実施に際	し配慮すべき重要事項		·			
・本館建て替	えを検討中。					

整備対象 施設 f1 アトレ大森 (所在地) (大森北 1-6-16)	事業主体	株式会社アトレ			
事業内容	車業-	<u> </u>	実施予定期間		
争未闪台	事業量		着 手	完 了	
①だれでもトイレの案内サインの改善	- 1箇所		平成 25 年度	平成 25 年度	
だれでも利用できる旨を表示			平成 20 年度	(平成 26年2月)	
②トイレの案内サインの改善					
・男女別サインを JIS Z8210 に示されて	5箇	听	平成 25 年度	平成 26 年度	
いる図記号を用いて表示					
事業実施に際し配慮すべき重要事項					

整備対象 (所在地)	施設 f7 Luz 大森 (大森北 1-10-14)	事業主体	事業主体 丸紅コミュニティ株式会社			
事業内容		事業量		実施予定期間		
				着 手	完 了	
①だれでもトイレの案内サインの改善		3箇所		平成 24 年度	平成 24 年度 (平成 24 年 11 月)	
・1階、4階、5階のだれでもトイレの案						
内サインを改善					(平成 24 年 1 1 月)	
事業実施に際						

整備対象 (所在地)	施設 f8 大森駅ビル(RaRa) (山王 2-1-5)	事業主体	大森駅ビル株式会社			
事業内容		車 娄-	iju	実施予定期間		
		事業量		着 手	完 了	
①トイレに手すりを設置・1階女子トイレと3階男子トイレに手すりを設置		2箇	听	平成 24 年度	平成 25 年度 (平成 25 年 5 月)	
事業実施に際	し配慮すべき重要事項					



2-5 その他の事業

整備対象	経路3	東口駅前広場	事業主体	大田区		
事業内容		事業量		実施予定期間		
				着手	完 了	
①トイレの案内サインの改善		1 箇所		平成 26 年度	平成 27 年度	
②トイレに荷物等を掛けるフックを設置		1 箇所		平成 26 年度	平成 27 年度	
③トイレの照明の改善		1 箇所		平成 26 年度	平成 27 年度	

事業実施に際し配慮すべき重要事項

・利用しやすい公衆トイレにするため、施設の改善を検討する。

整備対象	経路3	東口駅前広場	事業主体	京浜急行バス株式会社		
事業内容		事業量		実施予定期間		
				着 手	完 了	
①バス案内所を示す表示の改善					平成 26 年度	平成 27 年度
②バス案内所出入口にスロープと手すりを 設置					平成 25 年度	平成 25 年度 (平成 25 年 7 月)
東業実体に際し配慮すべき重要する						

事業実施に際し配慮すべき重要事項

整備対象 (所在地)	施設 d7 いすゞ病院 (品川区南大井 6-21-10)	事業主体	いすゞ自動車株式会社		
	声 类内虚			実施予定期間	
事業内容		事業量		着手	完 了
①視覚障害者誘導用ブロックの設置又は 改善		_		平成 27 年度	平成 27 年度
②歩道境界部のグレーチングの改善		_		平成 27 年度	平成 27 年度
③階段の上下端に点状ブロックを設置		_		平成 27 年度	平成 27 年度
④エレベータ・	_		平成 27 年度	平成 27 年度	
重業宝施に際	 Ⅰ 刷慮すべき重亜重佰				

事業実施に際し配慮すべき重要事項



整備対象 (所在地)	施設 f9 西友大森店 (品川区南大井 6-27-25)	事業主体	合同会	合同会社西友		
車		事業量		実施予定期間		
	事業内容		= .	着手	完 了	
①階段の視認	性の改善	_		平成 25 年度	平成 27 年度	
②スロープの	②スロープの視認性の改善			平成 25 年度	平成 27 年度	
③トイレの非常	③トイレの非常用ボタン表示の改善			平成 25 年度	平成 27 年度	
④だれでもト	④だれでもトイレの改善			平成 25 年度	平成 27 年度	
⑤だれでもト	イレの案内サインの改善	_		平成 25 年度	平成 27 年度	
⑥床面の段差	⑥床面の段差や滑りやすさの改善			平成 28 年度	平成 32 年度	
⑦施設内の案内板の改善		_		平成 25 年度	平成 27 年度	
⑧トイレに手すりを設置		_		平成 28 年度	平成 32 年度	
事業実施に際し配慮すべき重要事項						

整備対象	重点整備地区(ソフト施策)	事業主体	大田区		
事業内容		事業量		実施予定期間	
				着手	完 了
①放置自転車対策		_		継続	継続
②自転車利用のルールとマナーに関する 広報啓発活動の実施		_		継続	継続

事業実施に際し配慮すべき重要事項

- ・自転車等放置禁止区域における取締りを引き続き強化する。
- 春と秋の放置自転車クリーンキャンペーンにおける啓発活動を引き続き実施する。

整備対象	重点整備地区(ソフト施策)	事業主体	大田区	、東京都		
事業内容		事業量		実施予定期間		
				着手	完 了	
①看板や商品等の道路上へのはみ出し解消		_		継続	継続	

事業実施に際し配慮すべき重要事項

・道路上のはみ出し商品、置き看板については引き続き撤去・指導を実施する。



大田区移動等円滑化推進計画(大森駅周辺地区) おおもり街なか"すいすい"プラン 【特定事業計画】

平成 26 年 3 月

発行:大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号電話: 03-5744-1303 ファクス: 03-5744-1530

